

平成 29 年 10 月 2 日

株式会社 山陰合同銀行

### 「つみたてNISA」の口座開設受付開始について

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）では、平成 29 年 10 月 2 日（月）より、「つみたて NISA」の口座開設の受付を開始します。

つみたてNISAは、家計の安定的な資産形成を支援し、積立・分散投資を促進するためにつくられた制度です。平成 30 年 1 月より積立投信契約に基づき購入された公募株式投資信託について、その分配金と譲渡益（値上がり益）が非課税となります。

当行はこれからもお客様にご満足いただけるサービスの拡充に努めてまいります。

#### 記

#### 1. 「つみたてNISA」の概要

対象者	日本在住の 20 歳以上
非課税投資枠	40 万円/年
非課税期間	最長 20 年間
購入方法	積立投信契約による買付のみ
対象商品	長期・分散投資に適した一定の条件を満たす公募株式投資信託 ※当行では、日本株式・世界株式に連動するインデックス型ファンドやバランス型ファンドの採用を予定しています。 (平成 29 年 12 月下旬頃)
投資可能期間	平成 30 年～平成 49 年
留意事項	・「NISA」と「つみたてNISA」は選択性となり、同一年に両方利用することはできません。 ・NISA口座は同一年において1人1口座（1金融機関）しか開設できません。

#### 2. 口座開設受付開始日

平成 29 年 10 月 2 日（月）

以上

《投資信託の留意事項》

- 当資料は山陰合同銀行が作成した資料であり法令に基づく開示資料ではありません。投資信託をご購入の際は、投資信託説明書（目論見書）、契約締結前交付書面等をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は株式や債券等の値動きのある有価証券等を投資対象としますので、信託財産に組入れた有価証券等の価格の変動、金利の変動、発行者の信用状況の変化等により、投資信託の基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。また、外貨建資産に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、投資信託は投資元本が保証されているものではありません。
- 投資した資産の減少を含むすべてのリスクは、お客様が負うこととなります。
- 投資信託は銀行の預金ではありません。したがって、預金保険の対象ではありません。
- 山陰合同銀行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託のお取引は、クーリングオフの対象ではありません。
- 投資信託には購入や換金可能日に制限がある場合があります。
- 山陰合同銀行は投資信託の販売を行い、投資信託の設定・運用は運用会社（委託会社）が行います。

株式会社山陰合同銀行  
登録金融機関 中国財務局長（登金）第1号  
加入協会：日本証券業協会